

研究活動・倫理研修会

資料

2023

公正研究委員会

目次

事 項	ページ
香川大学行動規範	1
香川大学コンプライアンス・ガイドライン [抜粋]	2
研究上の不正行為	3
研究上の不正行為の最新事例（文科省公表）	4
本学における研究不正に係る申立て・告発等への対応フロー	5
研究不正に対する措置	6
研究上の不正行為に関する取扱規程（R4改定のポイント）	7
研究データ等の保管の重要性	8
研究活動に関する留意事項	9
研究インテグリティについて	10
本学で実施する研究倫理研修	11
学生への研究倫理に関する指導について	12
関係規定・資料等	13

平成17年4月1日制定

本学が、教育・研究機関として存続し、地域社会と一体となって発展を遂げていくためには、全ての教育・研究活動において、地域社会からの信頼をいただくことが、何よりも重要であります。

本学の役員及び職員は、教育・研究活動に関する法令を遵守するとともに、教育・研究倫理を徹底し、社会的良識をもって公正・公平かつ透明に業務を遂行し、地域社会からのご期待に応えるとともに、一層信頼される大学づくりに全力を尽くします。

一本学の理念

- ・本学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とします。

一学生諸君と共に

- ・私たち役員及び職員は、本学の理念を実践(具現)するため、率先してリーダーシップを発揮します。私たちは学生諸君を大切にし、真摯に教育・研究活動に取り組み、学生諸君のため、ひいては地域社会のため、奉仕し研鑽していくことを目指します。

一役員及び職員と共に

- ・個々の役員及び職員の人格と個性を尊重します。
- ・安全で働きやすい職場環境を確保し、明朗にして自由闊達な教育・研究環境をつくりま

一学術研究の進展と共に

- ・学術と学術研究は社会と共に、そして社会のためにあることを認識し、自らの研究活動は社会の信頼と負託に応える責務を有することを自覚します。
- ・自らの研究活動と社会との健全な関係を図るため、誠実・公正な研究を遂行し、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。
- ・研究上の不正行為が起らない高潔な研究環境の整備に努めます。

一地域社会と共に

- ・積極的な情報公開により、本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
- ・環境保全の重要性を認識し、全ての教育・研究活動において環境への影響抑制に努めます。
- ・市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ・社会の一員として、地域社会の発展のために貢献します。

一関係機関及び取引先と共に

- ・政治・行政とは、健全かつ透明な関係を維持します。また、取引先は全て透明・公正に選定し、法令遵守のもと、質的に高くかつ安全確実な取引を行います。

平成17年4月1日制定

このガイドラインは、コンプライアンスの推進を図るため、「香川大学行動規範」に関する具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とします。

「学術研究活動の自律的実現を図るために」

- (1) 自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有します。
- (2) 科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ誠実に公正な研究を遂行します。
- (3) 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参画します。
- (4) 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるよう、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力します。
- (5) 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努力します。
- (6) 他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。また、他の研究者の知的成果などの業績を正に評価すると共に、研究者間の役割分担・責任を明確化し、名誉や知的財産権を尊重します。
- (7) 自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。
- (8) このガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データを一定期間記録保存することや必要に応じて適切に開示を行うことなど、厳正な取扱いを徹底して、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしません。
- (9) 不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識・理解し、このことは研究活動を通じた人材育成・教育を行う上でも重要であることを銘記します。
- (10) 研究上の不正行為が起らない高潔な研究環境の整備に努めます。そのために、研究の諸段階において、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深く責任ある態度で研究を行い、不正行為が起り得ない環境を醸成します。

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
(平成19年4月1日制定・令和4年6月改定)

本学の定める不正行為

本学の研究者等が研究活動を行う場合における以下に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

特定不正行為

- (i) **捏造** 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (ii) **改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (iii) **盗用** 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為

自己盗用・二重投稿、不適切なオーサーシップ等であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

不正使用

架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって**使用規則等に違反して公的研究費を使用**すること。

研究上の不正行為の最新事例(文科省公表2022年度分)

文部科学省の予算の配分又は措置による研究活動における不正行為認定事案

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等	不正行為の種別 (捏造、改ざん、盗用等)
				(所属機関、部局等、職名)	
2022-01	摂南大学、常葉大学教員等による研究活動上の不正行為(サライ出版、多重投稿、不適切なオーサiership)の認定について	経営情報、マーケティング	摂南大学 常葉大学 A公立大学	摂南大学教員、常葉大学元教員、A公立大学教員、B民間企業社員、C私立短期大学元教員、F自由業、G私立大学教員、H民間企業代表	サライ出版、多重投稿、不適切なオーサiership
2022-02	旭川医科大学教員による研究活動上の不正行為(二重投稿)の認定について	医学	旭川医科大学	旭川医科大学 准教授、元教授	二重投稿
2022-03	京都大学元特定研究員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	生物学	京都大学	京都大学大学院 理学研究科 元特定研究員、教授	捏造、改ざん
2022-04	愛知学院大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造)の認定について	保存治療系歯学	愛知学院大学	愛知学院大学 歯学部元講師、薬学部講師、歯学部元教授	捏造
2022-05	同志社大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	法学	同志社大学	同志社大学 大学院司法研究科 教授	盗用
2022-06	大阪経済大学元准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	公法学	大阪経済大学	大阪経済大学 経営学部元准教授	盗用
2022-07	麻布大学教員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について	獣医学	麻布大学	麻布大学 獣医学部 准教授3名、元教授(当時)3名	捏造、改ざん、自己盗用、不適切なオーサiership
2022-08	名古屋大学における研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	神経科学	名古屋大学	名古屋大学 元大学院生、環境医学研究所元教授	捏造、改ざん
2022-09	昭和大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造等)の認定について	歯学	昭和大学	昭和大学 歯学部 元講師元教授、元助教	捏造、不適切なオーサiership
2022-10	奈良学園大学・名古屋経済大学元教授による研究活動上の不正行為(盗用・改ざん等)の認定について	教育学	1: 奈良学園大学 2: 名古屋経済大学	奈良学園大学 人間教育学部 元教授(同 名古屋経済大学 人間生活科学部 元教授)	盗用、改ざん、二重投稿
2022-11	札幌医科大学元助教、元教授による研究活動上の不正行為(不適切なオーサiership)の認定について	医学	札幌医科大学	札幌医科大学 医学部小児科学講座 元助教、医学部附属フロンティア医学研究所病態情報学部門 元教授	不適切なオーサiership
2022-12	広島大学元助教による研究活動上の不正行為(捏造)の認定について	歯学	広島大学	広島大学 大学院医系科学研究科 元助教、教授	捏造
2022-13	大阪医科薬科大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	医学	大阪医科薬科大学	大阪医科薬科大学 医学部元講師	捏造、改ざん
2022-14	岡山大学教授による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	医学	1: 岡山大学 2: 国立循環器病研究センター	岡山大学 学術研究院医歯薬学域 教授(国立循環器病研究センター 研究所循環動態制御部 元室長)	捏造、改ざん
2022-15	東北大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	生物学	東北大学	東北大学 生命科学研究科元大学院生(同 学際科学フロンティア研究所 元客員研究員)、学際科学フロンティア研究所 元助教、生命科学研究科 准教授	捏造、改ざん

▶▶▶ 本学における研究不正に係る申立て・告発等への対応フロー

研究上の不正行為の取扱い

1. 責任者・体制

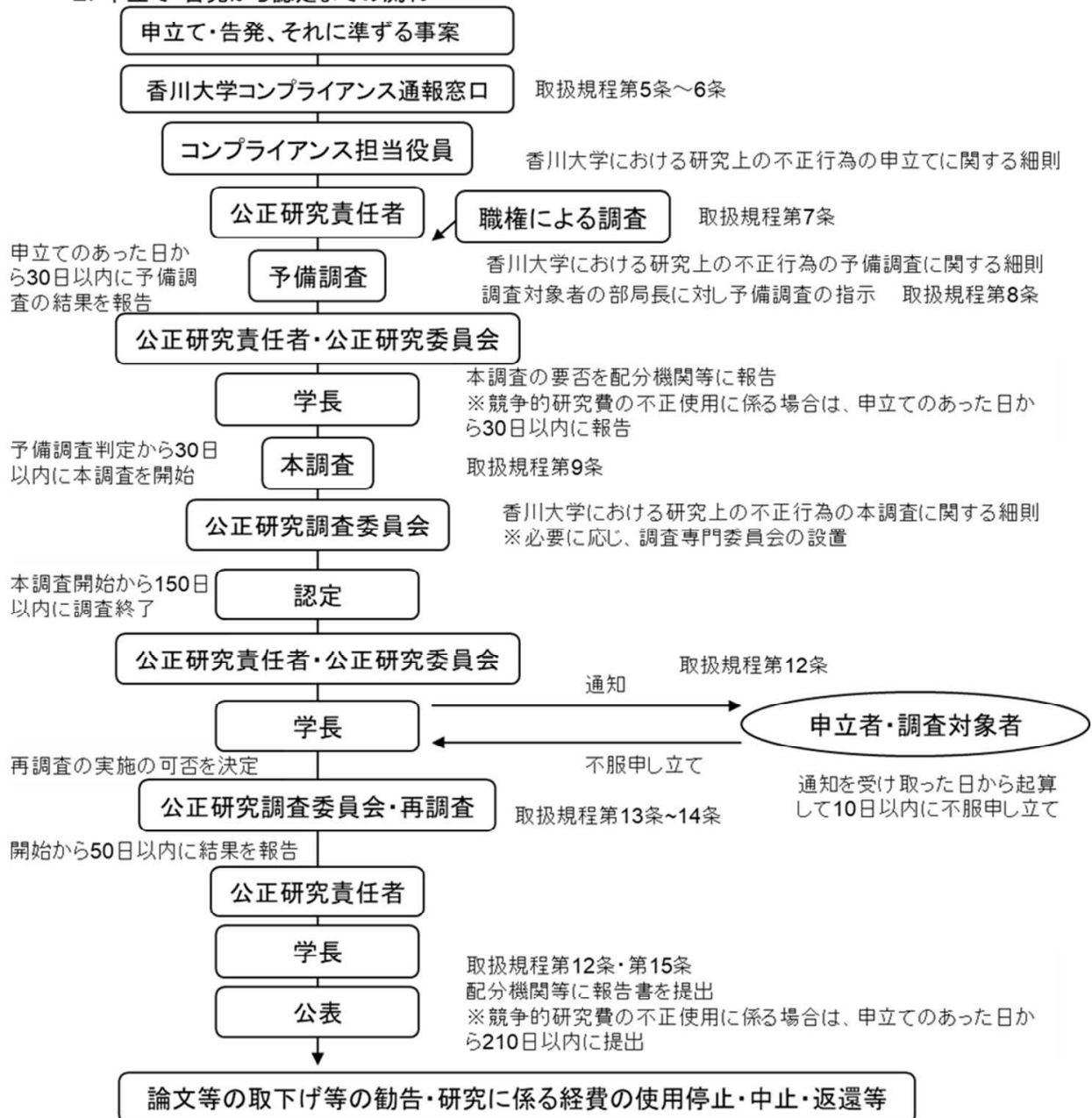
香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(以下「取扱規程」) 第3条

・責任者 公正研究責任者(学長が指名する理事)

・体制 公正研究委員会

(香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程)

2. 申立て・告発から認定までの流れ



研究不正に対する措置

研究不正（研究活動の不正行為、研究費の不正使用）が認定されると、個人に対する処分に止まらず、所属する研究機関に対しても、競争的資金の配分機関からの処分を受けることとなります。

法令や本学の定める規程等に基づき、研究不正が認定された場合、研究者・大学に対し、以下のような対応措置が取られます。

【研究不正が認定された場合の措置】

個人・部局への措置

- 処分：懲戒（解雇、訓告、戒告）、嚴重注意等
- 処分内容等の公表
- 研究費の使用停止
- 研究費の返還請求（全部または一部返還）
- 競争的資金等への応募資格停止
- 刑事告訴・民事訴訟 等
- 管理責任者（当該部局長等）に対する処分

大学への措置

- 研究不正が確認された研究活動に関する研究費の返還（全部または一部返還）
- 公的資金申請制限や運営費交付金の減額措置
- 事案の認定・公表（文科省）

研究上の不正行為に関する取扱規程(R4年度改定のポイント)

「国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針」
[令和4年6月改訂]

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5416/5647/1045/book_kihonhousin202206.pdf

■香川大学における研究上の不正行為の申立てに関する細則 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋
(申立ての取扱い)

第4条 悪意のある申立てを防止するため、申立ては原則として顕名によるものとし、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容を明示するとともに、不正とする科学的な合理性のある理由を示さなければならない。なお、申立者に調査協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う可能性がある。

2 匿名による申立てがあった場合でも、その内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

7 不正行為の疑いが、報道やweb上に掲載されていること等を確認した場合は、申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。ただし、不正事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。

■香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋
(認定)

第11条 調査委員会は、前条に基づき調査対象者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の認定を行うものとする。ただし、調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、不正行為と認定することができる。

研究データ等の保管の重要性

■ 研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」と「公的活動としての研究に伴う責務」という両面がある。論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らその疑念を晴らすことができるよう研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関及び研究資金提供機関に対する責任でもある。

■ 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主宰者や研究機関は、研究倫理教育の一環として資料保存に関わる啓発を行うとともに資料保存の環境整備に努めなければならない。また、研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくことが求められる。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）

本学で定める研究データ等の保存期間

資料（文書、実験ノート、数値データ、画像等の資料、アンケート調査資料など）

➡ **原則として、当該論文の発表後10年間**

ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができるものとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

試料及び装置等（実験試料、標本等の試料、装置等）

➡ **原則として、当該論文の発表後5年間**

ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物資や実験により消費されてしまう試料など）や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。

※医療分野、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。

※特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

香川大学における研究データの保存等に関する要項
（平成28年4月1日、平成28年10月1日改正）

研究活動に関する留意事項

(1) 軍事的安全保障研究に係る対応について

平成27年度から防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」による研究資金の募集が開始されましたが、本学は、日本学術会議の声明に沿い以下の原則にしたがって対応することとしています。(平成30年2月教育研究評議会決定)

1. 軍事利用を目的とする研究は行わない。
2. 軍事利用を目的とする資金制度への応募及び資金の受入は行わない。

➡ 「安全保障技術研究推進制度」への応募は行わない

(2) 安全保障輸出管理について

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物（装置、試料など）・技術が、国際社会の安全を脅かすような国家又はテロリスト等に渡ることを防ぐため、輸出管理に関する国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出や技術提供の管理を行っています。

これらの安全保障輸出管理の取組を「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき実施し、規制の対象となる「貨物の輸出」や「非居住者に対する技術の提供（役務取引）」を行う場合には経済産業大臣の許可が必要となります。これを無許可で行くと刑事罰や行政制裁が科される場合があります。よって、香川大学における安全保障輸出管理体制の整備と適切な輸出管理の実施を図るため、「国立大学法人香川大学安全保障輸出管理規程」を制定し、平成28年11月1日から施行しました。

➡ 「事前確認シート＜外国出張・海外研修用＞＜貨物輸出・技術提供用＞＜国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等受入用＞」の提出

(3) 生物多様性条約に基づく名古屋議定書の発効批准に伴う対応について

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（通称：ABS）に関する名古屋議定書」が締結され、平成29年8月20日より施行されています。

➡ 遺伝資源の取得手続き

ABSの対象となる遺伝資源の取得をしようとする場合は、必ず事前に以下の手順に沿った手続きを行うものとする。

- ①カウンターパートとなる提供国側の研究者との共同研究の実施
- ②共同研究契約書の締結と相互合意条件（MAT：Mutually Agree Term）の設定
- ③提供国政府からの事前同意（PIC：Prior Informed Consent）の取得

海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究者が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、日本国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



© ABS学術対策チーム

研究インテグリティについて

これまで研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保については、不正行為への対応等が行われてきましたが、研究の国際化やオープン化が進む中、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが必要です。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

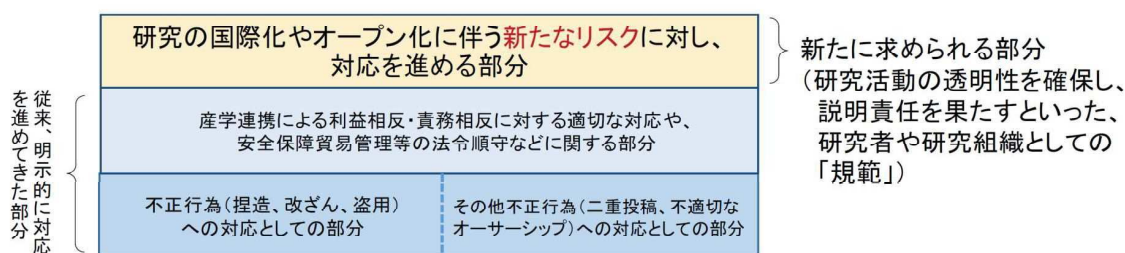


図 研究インテグリティ全体の構成

「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和3年4月27日付文部科学省）において、今後取り組むべき事項として以下が示されました。

今後文部科学省より提示される、具体的な取組に関するモデル等に基づき、関係部署において対応していく予定であり、研究者の皆さんにも協力をお願いすることとなります。

（１）研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際に、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、大学に対して必要な情報の報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む）を行うことの必要性の理解を促す。

（２）大学における対応に関する取組

大学が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（※）を把握する（報告・更新を受ける）とともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程や管理体制を整備する。また、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における適切なリスクマネジメントを行う。

※職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該大学外からの研究資金や研究資金外の支援及び当該支援の相手方

（３）研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、国内の競争的資金の受入状況等の情報に加え、国外からの研究資金の受入状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求める。

※全ての競争的研究事業において以下情報の提出を求める

- ①国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報
- ②全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報

【参考】研究インテグリティ（香川大学・学内サイト）

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/29082/28640/

▶▶▶ 本学で実施する研究倫理研修

本学では、「国立大学法人 香川大学における公的研究費不正防止に関する行動指針」（平成27年3月1日決定、令和3年12月23日一部改正）に基づき、研究者等の意識向上のため、以下の活動を実施しています。

▶ 『研究者共通教育』

全教職員に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供している「CITI Japan e-learning 教材」の受講を義務付けています（5年間有効）。

重要

- 「研究者基本コース（医学系・人文社会科学系・理工系）」から選択して受講して下さい。
- 前回受講完了から5年経過される方
5年間の有効期限の1か月前を目安に、研究協力課より、更新受講について通知いたします。
- 本年度着任された方で、上記プログラムを初めて受講される方
受講いただく準備が整い次第、研究協力課より通知しますので、その後受講願います。
- 本年度着任された方で、他機関で上記プログラムの受講実績のある方
本学で必要な領域及び単元を全て受講している場合には、本学で受講したものとみなし、受講日から起算して5年間を有効とします。
- 未受講であったり、有効期限が切れた場合、競争的資金に係る申請手続きができなくなる場合がありますので、注意して下さい。

▶ 『研究倫理研修会』

公正研究責任者等により、各学部教授会等において、研究倫理に係る研修会を実施しています。

▶ 『分野別研究倫理教育』

各部局により、研究分野等の特性に応じた研究倫理研修を実施しています。

学生への研究倫理に関する指導について

科学研究は、それまで営々と積み上げられてきた知識の継承が前提となっていますが、研究を担う人を次の時代のために育てていくことも、科学の発展にとって不可欠であり、後進を指導することは、現在の科学者にとっての大きな責任です。特に教育機関である大学においては、学生や若い研究者（メンティー）と、これを指導する者（メンター）との関係は重要です。

メンターとしての指導責任について

メンターは、「科学者とは何であるか」、「科学研究の目的とは何か」、「それは人類の福利にどのように貢献できるのか」といった科学者の根源的な役割や社会的責任に関わる問いを継続的に投げかけ、後進の科学者であるメンティー（大学院生等）の対話を通して、価値観の共有を図り、「科学者になること」について指導する必要がある。単なる「科学」教育ではなく、「科学者教育」を目指し、科学者が共有すべき価値を健全な形で継承し、社会から信託の得られるプロフェッションとしての科学者コミュニティの継続、発展に努める必要がある。

博士課程の学生の指導と責任ある論文審査について

博士課程の学生は、科学研究の世界に入る最も大事な時期であり、将来の独創的な研究にしても、博士課程の時期の着想や研究指導が大きな影響を与えることは少なくない。指導教員と学生との間でより良いコミュニケーションを取りながら、学生が誠実な科学者として育つよう十分な指導をしていくことが必要である。研究成果の集大成として、博士論文を纏めるが、これも研究論文の一つであり、博士論文が認められ博士の学位が授与されるということは、誠実な科学者を養成する課程を修了したことの証であり、博士の学位が世界中に通用することを鑑み、その「質の保証」に十分に意を配る必要がある。「質の保証」が不十分なものになれば、学位を有する個々の科学者に対する信頼はもちろんのこと、科学研究全体への信頼を傷つけることにもなりかねない。学位論文のテーマ設定、研究の過程、論文のとりまとめに至るまで指導教員のきめ細かな指導が必要となる。また、論文の審査は、誠実な科学者としての質の保証の責任を十分に認識しながら、透明性と公平性を保ち審査にあたる必要がある。

科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー 日本学術振興会 抜粋

本学で行われている学生向け研究倫理教育

- 学部学生については、全学共通科目（大学入門ゼミ）等で研究倫理の授業を実施
- 大学院生については、平成31年度から、1単位の研究倫理の内容を盛り込んだ授業科目を全学的な共通科目とし、必修化
- 大学院全研究科について、大学院生のe-learningプログラム受講を義務化

学生向けの研究倫理学習サイト

- 研究公正ポータル／THE LAB バーチャル体験型学習シミュレーション（JST）
https://www.jst.go.jp/kousei_p/measure_the_lab.html
- 研究公正／研究倫理教材（日本学術振興会）
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

関係規定・資料等

香川大学

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

〔行動規範、不正防止に関する基本方針等〕

- ・香川大学行動規範
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画

〔公的研究費の適正な運営・管理に係る規程等〕

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系

香川大学 研究費使用ハンドブック（令和4年4月改訂版）

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/3516/5058/6491/kenkyuhishiyohandbook_20220401.pdf

研究倫理教育(APRIN: e-learning)について

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/15570/aprine-learning/

日本学術会議

科学者の行動規範概要(改定版) 日本学術会議（平成25年1月）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

文部科学省

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

研究インテグリティ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

経済産業省

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版 （令和4年2月公表）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

国立遺伝学研究所 A B S 学術対策チーム

「遺伝資源の取得の機会、およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)」解説

http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/

令和5年度研究倫理研修会

「公的研究費の不正使用防止について」

統括管理責任者

I. 公的研究費に係る不正事例・処分等

はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、**不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明**することとしています。
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その**使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要**です。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談することが大切**です。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的資金の

応募資格制限

【関係府省申合せ】

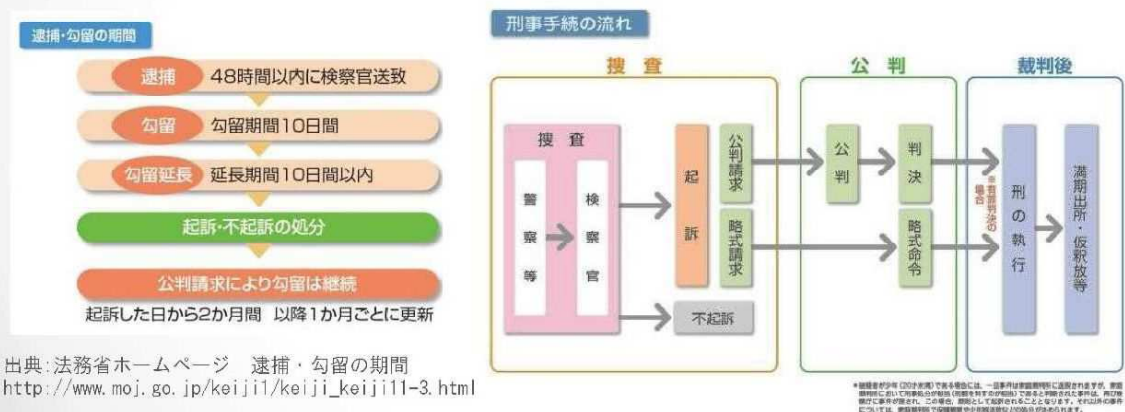
※平成24年度の改正に留意(4頁を参照)してください

文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。**

実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。



競争的資金の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、**特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとしました。**

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	
	私的流用以外で	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年
	② ①及び③以外の場合、2～4年	
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年	
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、**嚴重注意を通知する。**

参考: 内閣府HP:
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

文部科学省ホームページ「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。



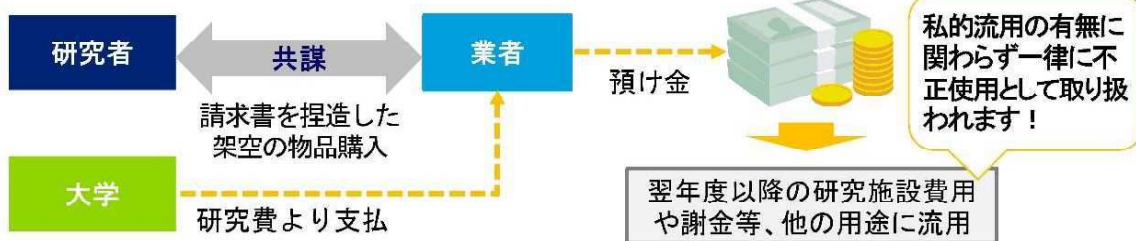
自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

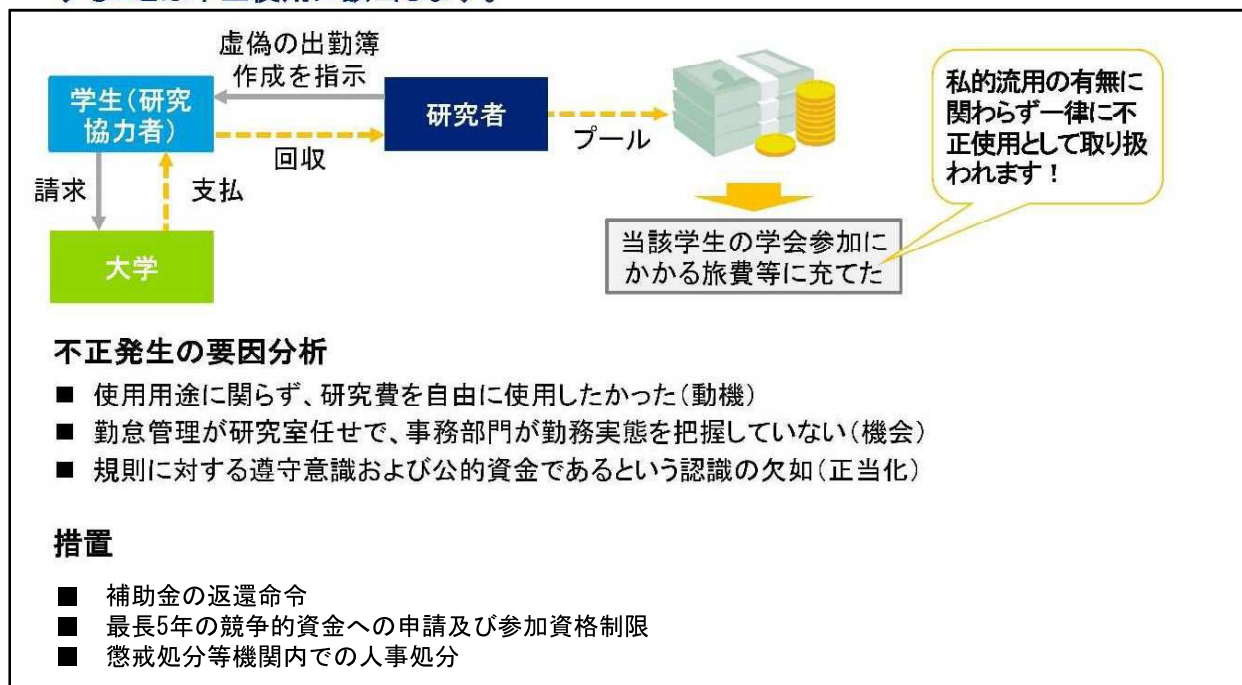
- 補助金の返還命令
- 最長5年の競争的資金への申請及び参加資格制限
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内での人事処分

重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

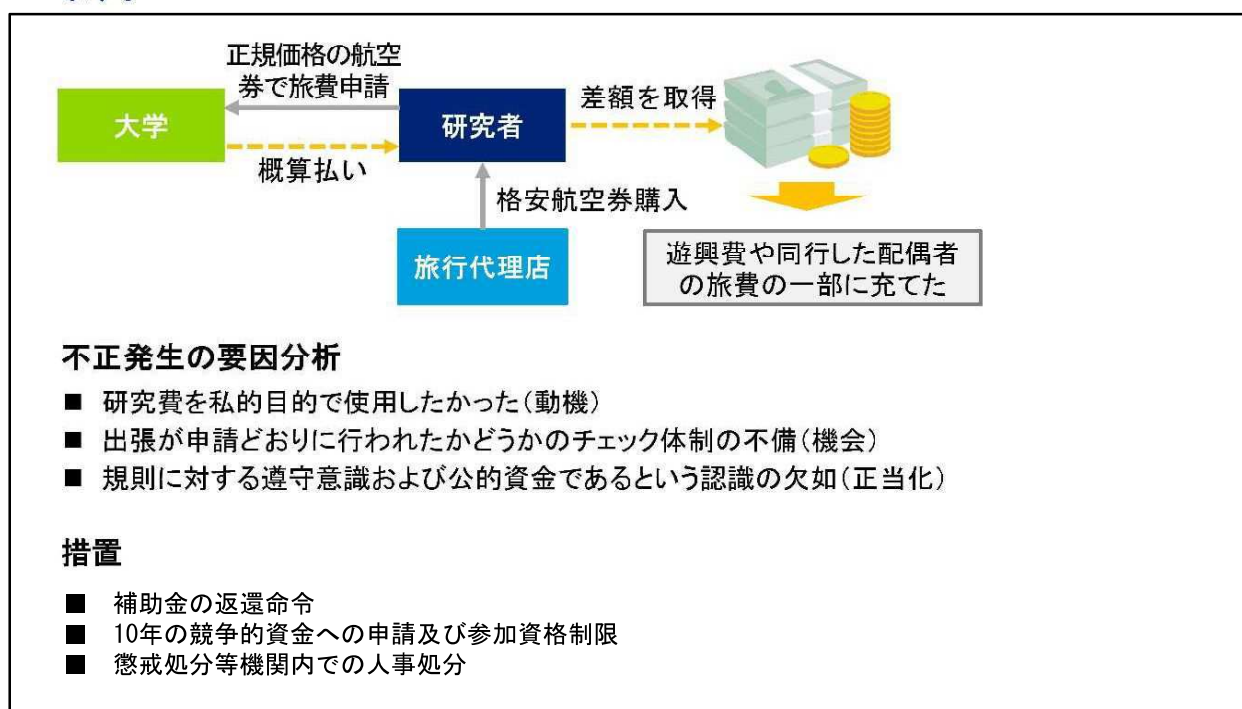
3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



ガイドライン改正の概要(令和3年2月改正 文部科学大臣決定)

不正が発生する機関では…

<主な要因>

- 1.不正防止のPDCAサイクルの形骸化 →PDCAサイクルが繋がらない、うまく回せていない。
- 2.組織全体への不正防止意識の不徹底 →組織全体で研究費不正防止の意識が低い、意識の共有が出来ていない。
- 3.内部牽制の脆弱性 →体制を含む事務チェックが機能していない、内部監査結果が不正防止対策に活用されていない。

改正の内容 ～不正防止対策強化の3本柱～

目的

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するとともに、組織風土に合わせた防止策で**実効的かつ効率的な対策**を実現する。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

ガバナンス
の強化

最高管理責任者の
リーダーシップと
役割の明確化

意識改革

コンプライアンス教育・
啓発活動による意識向上
全構成員への意識の浸透

不正防止システム
の強化

監査機能の強化

不正を行う
「機会」の根絶

改正ガイドライン

6

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

文部科学省ホームページ掲載「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要」及び説明資料より抜粋

本学でも、令和3年度に取組みの再点検と体制整備を実施。

- ・ 公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針・不正防止計画を改正
- ・ ホームページに学長メッセージを掲載
- ・ ポスター「研究への信頼は私たち自身の手で守る！」を学内に掲示

研究への信頼は 私たち自身の 手で守る!

研究活動における不正や不適切な研究費の執行は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいては、わが国の科学技術の発展を妨げることも繋がります。

香川大学では、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでいます。

不正行為申立て窓口

(香川大学コンプライアンス通報窓口)

○学内窓口：企画総務部総務課

メール：「通報等受付フォーム」より

TEL：087-832-1199

(平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

○学外窓口：大平昇法律事務所

メール：noboru.ohira@nifty.com

FAX：087-823-3202

公的研究費相談窓口

学術部研究協力課

メール：kaken-ao-h@kagawa-u.ac.jp

TEL：087-832-1314

詳細はこちらをご覧ください。

香川大学ホームページ

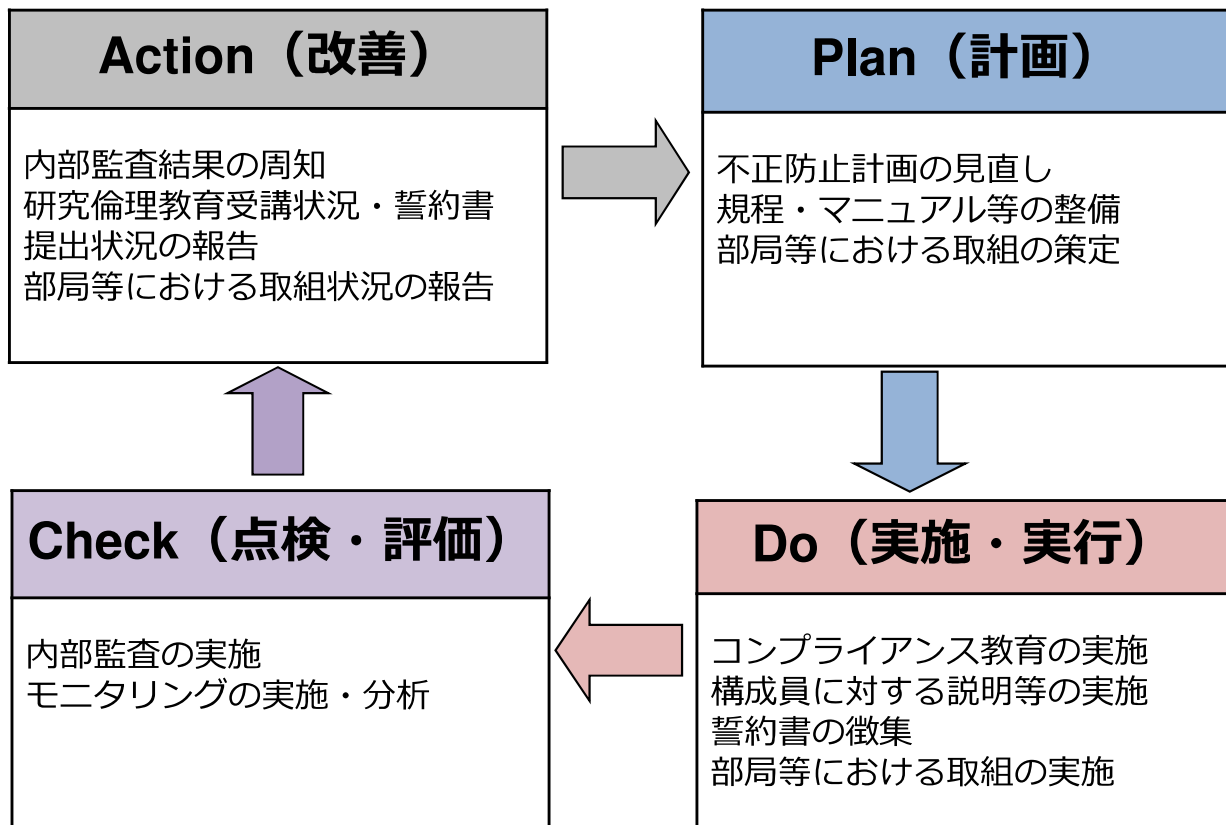
(公的研究費の不正使用防止及び
研究活動の不正防止に関する取組み)



NO盗用 NO捏造 NO改ざん NO出張 NO不適切なオナーシップ NOお礼金 NO預け金 NO重複受給 NO期入し NO品名替え
STOP! 研究不正

II. 不正防止の取組

本学では、下記のPDCAサイクルを有効に機能させて、研究費の不正使用等の防止に取り組んでいます。



- リスク・課題の把握および関係規程・体制等の改善のためには、研究者からのフィードバックが不可欠です。
- 不正防止のための新たな関係規程・体制等の運用には、研究者の理解と協力が不可欠です。

【関係資料等】

文部科学省ホームページ

研究機関における公的研究費の管理・監査

- ・「公的研究費に係る不正事例(研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

香川大学ホームページ

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

本学における公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

[ホーム](#) > [大学案内](#) > [大学の取組み](#) > [公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み](#)

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいては、わが国の科学技術の発展を妨げることに繋がります。

香川大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)に沿って、関係規則等を整備し、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えるとともに、公的研究費の適正な運営のために必要な施策の推進を行ってきました。今後はさらに、研究機関全体の意識改革を図ることにより、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでまいります。

令和3年12月23日
国立大学法人香川大学
学長 笥 善行

公的研究費の管理・監査、不正防止に関する本学の姿勢、取組み

【行動規範、不正防止に関する基本方針等】

- ・香川大学行動規範 [📄](#)
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン [📄](#)
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針 [📄](#)(PDF:367KB)
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画 [📄](#)(PDF:681KB)

【公的研究費の適正な運営・管理に関係する規程等】

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程 [📄](#)
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系 [📄](#)(PDF:138KB)

【研究倫理教育について】

- ・研究倫理教育の実施に関する要項 [📄](#)
- ・令和4年度研究倫理研修会資料 [📄](#)(PDF:7357KB)

(参考教材)

- ・日本学術振興会『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』(テキスト教材・e-ラーニング教材)
- ・科学技術振興機構『THE LAB』(ORI制作映像教材)

大学案内

大学概要

中期目標・中
自己点検・評

大学の取組み

香川大学改革
4月-START-

特色ある教育・

国際化の基本
戦略課題

次世代育成支
法に基づく行

香大生の夢チ
プロジェクト事

ものっそ香大
プログラム

経済学部学生
プロジェクト事

環境に対する
環境報告書

教育研究水準
めの取組み

大学の特色あ
公的研究費の

止及び研究活
止に関する取

多様な人材の
成

女性活躍推進
行動計画

香川大学ソー
シア利用に關

香川大学ハラ
宣言

学長室

大学案内・広

その他の情報

香川大学ホームページより抜粋

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

公的研究費相談窓口

公的研究費に関する事務処理手続き及び使用規則等に関する相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口を設置しています。公的研究費に関するルール等について、お気軽にお問い合わせください。

公的研究費相談窓口

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

学部研究協力課

TEL 087-832-1314 FAX 087-832-1319

E-Mail kaken-ao-hokagawa-u.ac.jp

※メール送信の際は、○を@に換えてください。

不正行為申立て窓口

公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る申立てや情報提供等に対応するための通報窓口として、「不正行為申立て窓口」を設置しています。不正行為に係る調査は、香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会が行います。

不正行為申立て窓口(香川大学コンプライアンス通報窓口)

○学内窓口

企画総務部総務課

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

専用電子メール「メール通報等受付フォーム」

TEL 087-832-1199(電話受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00)

FAX 087-832-1053

○学外窓口 

大平昇法律事務所

電子メール noboru.ohira@nifty.com (@を半角に直してご利用下さい)

文書送付 〒760-0020 香川県高松市錦町1丁目23-13 大平昇法律事務所

ファクシミリ 087-823-3202

留意事項 当該事務所においては、受付のみを行い、法律相談等を行うものではありません。

香川大学ホームページより抜粋

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

研究機関における不正使用事案

令和4年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202201	福岡教育大学	令和元2年度	目的外使用	116,840円	1人	令和4年6月29日	福岡教育大学における公的研究費の不正使用について(PDF:198KB) 
202202	東海国立大学機構名古屋大学	平成26年度～令和2年度	旅費の架空請求及び過大請求、還流行為	11,312,228円	1人	令和4年9月27日	東海国立大学機構名古屋大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB) 
202203	早稲田大学	平成22年度	架空請求(カラ謝金)、還流行為	102,000円	1人	令和4年8月8日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB) 
202204	法政大学	平成27、29、30年度	目的外使用	218,737円	1人	令和4年9月6日	法政大学における公的研究費の不正使用について(PDF:186KB) 
202205	北九州市立大学	平成26年度～平成29年度	目的外使用、不適切な物品管理	304,254円	1人	令和4年11月30日	北九州市立大学における公的研究費の不正使用について(PDF:261KB) 
202206	駒澤大学	令和元年度	目的外使用	3,960円	1人	令和5年1月12日	駒澤大学における公的研究費の不正使用について(PDF:212KB) 
202207	早稲田大学	平成29年度～令和元年度	旅費の虚偽請求	763,264円	1人	令和5年3月27日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:183KB) 

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

◇番号：202201

◇研究機関名	福岡教育大学	◇不正の種別	目的外使用
◇不正が行われた年度	令和元, 2 年度	◇最終報告書提出日	令和 4 年 6 月 29 日
◇不正に支出された研究費の額	116, 840 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

学長より、令和 3 年 9 月 13 日付けで、内部監査機関における「令和 3 年度競争的資金に関する内部監査」の実施過程で教員の出張旅費について不正の可能性がある旨、福岡教育大学告発窓口へ調査依頼があった。

【調査に至った経緯等】

研究活動不正調査委員会（以下、本委員会とする。）において予備調査を実施し、その結果、本調査を実施する必要があると判断し、本調査を実施することを決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 2 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置。

【調査内容】

・調査期間

令和 3 年 9 月 13 日から令和 4 年 5 月 18 日

・調査対象

対象者：当該教員

対象経費：平成 28 年度から令和 2 年度までの科学研究費助成事業及び公的研究費で扱う旅費、物品費、謝金

・調査方法

（旅費関係）①調査対象者の旅行伺、旅行命令簿、出張報告書、研究ノート、手帳等の関係資料の書面調査

②調査対象者への事情聴取

③当該教員が所属しているユニット及び本部の旅費担当者への事情聴取

④調査対象者が主張する用務先（出張先）の機関、インタビュー対象者等への事情聴取

（物品関係）①現物確認

（謝金関係）①調査対象の書面

②謝金対象者へ調査

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

本委員会において、調査対象者から「一応出張先まで行っているから、目的を果たせなくても大丈夫と思っていた」などの供述があった。以上のように調査対象者本人のモラルが欠如していたことが、今回の不正における最大の要因であると言える。

調査対象者は、相手方へのアポイント（面談の約束）を取ることなく「資料を届けるため」や「資料を入手するため」という目的の出張を繰り返した。メール又は郵便を活用すれば足りる場合にまで

も、公的研究費を費やして、県外まで出張する理由について十分な説明がなかった。つまり、目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が欠如していたことも要因のひとつと言える。

本来、出張申請は事前に行うものであり、またアポイントの存在を証明する資料の添付が令和2年6月から義務づけられているにも関わらず、それ以降も調査対象者が遵守していた形跡はなく、経理担当者とのやり取り、出張報告書の提出、ならびに、内部監査において虚偽表示を行い、事実を故意に隠蔽した。以上のように、虚偽申請及び虚偽表示が散見していた。

・手法

①ケースⅠ（令和2年6月29日鹿児島市、令和2年7月1日熊本市）

両出張に関して、当日まで、事前に相手方にアポイントをとることなく出張先に赴いた。その移動中に連絡を取る手段を試みたが、相手方と連絡を取れることはなく、相手方に会うことが出来なまま帰宅した。このため、出張実態が伴わなかったが、訪問先でインタビューや資料収集を行ったなど虚偽の出張報告書を提出し不正に旅費の支給を受けた。また、申請手続き上の経理担当者とのやり取りや内部監査の際にも、故意に事実と異なる虚偽表示を行った。

②ケースⅡ（令和2年11月19日大分市、令和2年12月2日大分市）

令和2年11月19日の出張の際には、4名の関係者と面会を行っていた。この出張報告書には2名の面会であったと事実と異なる記載をした。その後、令和2年12月2日分の出張報告書に、実際には会っていない2名の記載と、事実と異なる出張内容の報告を行った。これに関し、先方へ令和2年12月2日分の実事確認をしたところ、「面会した事実はない」という証言を得た。一方、調査対象者は面会したと主張し続けるものの、当日の行程や何処で面会したか等具体的な供述はなく、また裏付ける証拠も提出することはなかった。

③ケースⅢ（令和元年8月7日～8日茨城県つくば市）

当日まで、相手方にアポイントをとることなく、目的地の途中までは赴いたが出張の目的を果たさなまま帰宅した。このため、出張実態が伴わなかったが、虚偽の出張報告書を提出し不正に旅費の支給を受けた。福岡教育大学では、搭乗券の半券の提出が義務づけられているため、福岡空港・成田空港間の移動は確認でき、宿泊証明証によりつくば市に宿泊していることは確認出来た。一方、相手方（事務局）の記録には、調査対象者によるアポイント及び参加の履歴は存在しなかった。さらに、調査対象者は、当日面会した職員名を明らかにしたが、相手方（事務局及び同職員）に確認したところ、当日同職員は出張のため不在であった。

出張内容の実態を証明する客観的な証拠がなく、また、調査対象者は、不在であった職員と面会していると証言した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

区分	対象地 (対象日程)	年度	資金の種類	不正使用額	不正に関与した 研究者数
ケースⅠ	鹿児島市 (R2. 6. 29)	令和2年度	科学研究費助 成事業	24,180円	1人
	熊本市 (R2. 7. 1)			14,040円	1人
ケースⅡ	大分市 (R2. 12. 2)			12,680円	1人
ケースⅢ	つくば市 (R元. 8. 7-8)	令和元年度	大学運営経費 (教育研究費)	65,940円	1人
計				116,840円	1人(実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

立て替えた旅費相当額は、虚偽の報告を受けて、調査対象者の個人口座に振り込まれた。別途資金

管理を行っていないため、個人の資金と渾然一体となっており、個人の資金として支出できる状態になったことをもって私的流用があると判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

出張実態が伴わないにも関わらず、虚偽の出張報告書を提出して、旅費の支給を不正に受けており、研究費の不正行為が4件発覚したと結論づけた。

ケースⅠでは、リモートワークが一般化してきたコロナ禍にあって、アポイントを取ることなく、出張先に赴くことは、少なくとも「重大な過失」と認定できる。また、目的地に赴いたが訪問調査を行うことなく帰宅するといった行為は単なる私的な旅行に相当するものであり、「目的外使用」にあたると認定した。

ケースⅡでは、調査対象者から「前回の調査報告に関連付けて、出張報告書（2回目）を作成してしまった」という供述があるように、1回目の出張で面会した者の名刺を利用して2件あったかのような虚偽の報告書を作成した。この出張の申請書による出張目的は「科研に関する調査のため」となっていた。また、相手側から「2回目の出張の日は、調査対象者との面会はなかった」との証言を得た。これに対し、調査対象者は「資料を届けるために出張した」と供述し、出張申請書の出張目的とは異なる目的で出張したことは認めたものの相手方との面会の事実を否定しなかった。そのため、本件については平行線のままであったが、申請書に記載した出張目的と、本委員会調査時の供述での出張目的が一致しないことから、本委員会では「目的外使用」にあたると認定した。

ケースⅢでは、搭乗券の半券及び宿泊証明が存在することから、福岡空港から成田空港までの移動及び宿泊は確認できた。一方、相手方（事務局）の記録には、調査対象者によるアポイント及び参加の履歴は存在せず、さらに、調査対象者が当日面会したと明らかにした職員は出張のため不在であった。客観的な証拠が得られなかったため、本委員会では「目的外使用」にあたると認定した。

なお、出張の調査後、物品費・謝金について調査（書類確認・相手方確認）を実施したが、こちらの方は、不正を示す証拠は出てこなかった。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

1) 調査対象者の倫理観の欠如及び不正防止体制の問題

調査対象者本人のモラルが欠如していたことが今回の不正の要因である。また、調査対象者が目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が欠如していたことも要因となった。

2) 事実確認方法の問題

調査対象者の申請、報告の手続き面において、経理担当者とのやり取り、出張報告書の提出、並びに内部監査において虚偽表示を行い、事実を故意に隠蔽するなど虚偽申請及び虚偽表示が散見していた。一方、経理担当者は、出張申請時にアポイントメール等の書類の添付がなかったことから調査対象者へ事実確認を行い、調査対象者から口頭（電話）でのアポイントを取ったとの回答を得たことにより事務手続きを進めた。申請の際には書面での確認ができなかったため、出張報告書に記載された内容等確認できる情報を基に旅費を支給したが、この出張報告書の事実確認の方法においては十分ではなかった。

【再発防止策】

1) 不正防止推進方策の改善

- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、令和4年3月に作成した「国立大学法人福岡教育大学における啓発活動の実施について（重要通知）」を発出した。この通知により福岡教育大学全構成員対象に年4回の啓発活動を実施することとし、研究活動上の不正行為防止ハンドブックの配付や、啓発のためのリーフレットの作成等の実施を計画している。あわせてこ

の取組を進める中で、構成員の意識の向上と浸透を図る方策を検証し、実効性を高める計画へ、随時改善を行う。

- ・ 内部監査部門と連携した不正防止のチェック機能を図るなど体系的な体制整備を行うとともに、不正の抑止及び早期発見のためのモニタリング体制を強化する。

2) 事実確認体制の改善

- ・ 旅行命令伺（出張申請時）には旅行日、用務先、用務内容がわかる資料が添付されていない案件については研究者へ確認を行う。また、出張報告書には用務を行ったことがわかる資料（学会参加票、学会のレジュメ、学会のネームプレート、訪問相手の名刺、写真、調査ノート等用務の遂行が確認できる資料）を必ず提出させる。
- ・ 旅費支給に関する理解促進のため、旅費マニュアルに出張報告書に添付する資料等を掲載し改正を行う。また、不正行為等の事例集の周知を徹底するなど不正防止への意識向上を図る。

◇その他（研究機関が行った措置）

・ 関係者の処分

現在、調査対象者の処分等、懲戒等審査会において協議を行っている。

・ 交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

調査対象者の研究費使用の禁止措置を行っている。

・ 本件の公表状況

令和4年10月7日に報道機関等へ情報提供を行うとともに、福岡教育大学ホームページに公表した。
(氏名公表あり)

◇番号：202205

◇研究機関名	北九州市立大学	◇不正の種別	目的外使用、不適切な物品管理
◇不正が行われた年度	平成26年度～平成29年度	◇最終報告書提出日	令和4年11月30日
◇不正に支出された研究費の額	304,254円	◇不正に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要	
<p>【発覚の時期及び契機】 令和3年5月26日に北九州市立大学の教員について公益通報制度に基づく通報があった（研究費不正とは無関係の内容）。その後、北九州市立大学通報規程に基づく予備調査で研究費不正（学外者へ物品等を研究の目的以外で貸与）の疑いが発覚し、同年11月9日に公益通報担当部署から最高管理責任者に予備調査の報告を行い、公的研究費の告発等窓口において研究費不正使用の疑いを把握した。</p> <p>【調査に至った経緯等】 公益通報担当部署の予備調査結果について、その合理性を確認し、同年12月7日に北九州市立大学公的研究費取扱規程第24条に基づき、研究費不正に係る本調査が必要と判断した。</p>	
◇調査	
<p>【調査体制】 調査委員会（学内委員4名、学外委員（弁護士）1名）を設置</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 令和3年11月9日～令和4年10月12日 ・調査対象 対象者：当該教員 対象経費：平成26年度～令和3年度における当該教員が管理していた全ての研究費 ・調査方法 〈書面調査〉 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象年度の調査対象者に係る全ての会計帳票及び証憑書類を検査し内容を確認 ・調査対象者に対して備品購入の動機、学外者への貸与等の状況及び出張時の具体的行動等の状況を書面により調査（出張の相手方への書面調査を含む） 〈実地調査〉 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者の上記年度における購入物品のうち、学外者から返却された物品、10万円以上の購入備品及び換金性の高い物品、目的外使用に供されたものと同種の物品について、管理状況を現物確認 〈ヒアリング調査〉 <ul style="list-style-type: none"> ・学外者及び調査対象者に対し聴取調査（調査対象者2回〈5月、8月〉、学外者1回〈5月〉） 	
◇調査結果	
<p>【不正の種別】 目的外使用、不適切な物品管理</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機、背景 学外者との関係を維持するため ・手法 研究用の物品について、大学事務局を通じて、正規の手続きにより発注・納品させ、大学事務局から調査対象者に引き渡した後、研究活動とは関係のない学外者に長期間（数年間程度）貸与した。当該者 	

が物品を所持していることを日頃から確認し、備品監査の際は、当該者から一時返却させることなどにより内部監査を欺いていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途

資金の種類別	①不正使用額	②不適切な物品管理	不正等が行われた年度	不正に関与した研究者数
大学自己資金	245,160 円	50,220 円	①平成 26、28、29 年度 ②平成 26 年度	1 人 1 人
科学研究費助成事業	59,094 円	0 円	①平成 27 年度	1 人
計	304,254 円	50,220 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・不正に貸与された物品一覧

No.	品名	取得日	取得価格	財源
1	プリンター	H26/ 9/3	12,420 円	大学自己資金
2	テレビ	H27/ 1/6	37,800 円	大学自己資金
3	FAX 付電話	H27/ 1/6	18,360 円	大学自己資金
4	デジタルカメラ	H28/ 2/1	59,094 円	科学研究費補助金
5	デジタルカメラ	H28/6/27	54,000 円	大学自己資金
6	ノートパソコン	H30/1/31	172,800 円	大学自己資金

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

〈結論及び私的流用の有無〉

下記の判断理由により上記のNo.3～6については、当初から研究目的ではなく、学外者に貸与する目的で購入したものとして目的外使用（私的流用）とし、No.1,2については不適切な物品管理と判断した。

〈判断理由〉

・ FAX 付電話

ヒアリングにおいて、調査対象者から「FAX 付電話については、当初から貸すつもりであった」旨の供述があった。

・ デジタルカメラ

当該デジタルカメラを使用して作成したデータの提出を求めたが、研究データなど当該機器が研究に使用された証拠が提出できなかった。また、調査対象者へのヒアリングにおいて研究データが保存されていないこと及び当該機器を研究に使用したことについて合理的な説明がなかった。購入年月と貸与したと思われる日が近い。

・ パソコン

初期化されていたパソコンから購入後半年程度の保存ファイル名を復元したが、研究関連と認められるものはなく、それに対する合理的な説明もなかった。購入時期（2018.1.31）と当該パソコンに最初に保存されたファイルの保存年月日（2018.5月下旬）が近く、最初に保存されたファイルは学外者の関係者のものであった。

・ テレビとプリンター

研究に使用したかどうかのデータの確認は物理的に不可能なこと、購入年月と貸与したとされる年月の間にある程度期間があること、「研究のために購入したものを一定期間研究に使用した後に学外者に貸与した」との調査対象者の供述を総合的に勘案し、不適切な物品管理と認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

〈監査方法の課題〉

内部監査において、調査対象の抽出件数が少数であり、実際に調査対象となる確率が低かったこと、調査対象に該当したという通知から調査実施まで時間的猶予があることにより、貸与していた物品を返却させて調査に備えることができる等、実地調査の方法に改良の余地があり、結果として目的外使用が可能な環境にあった。

〈コンプライアンス意識の欠如〉

毎年実施している備品の自己確認において、調査対象者は全ての管理物品は自らの研究室にあると回答していたが、実際には学外者に一部使用させており、調査対象者のヒアリングでも、いずれ返却してもらえれば問題ないと思ったとの発言があったことから、調査対象者の物品管理に対する倫理意識・コンプライアンス意識が欠落していた。

〈使用目的の確認〉

内容等に疑義がある場合を除き、購入目的やどの研究のどの部分に使用するかなどは確認していなかった。

【再発防止策】

〈不正防止の意識向上策〉

- ・北九州市立大学で定めている研究費不正防止ガイドラインにおいて、今回の事案（研究目的以外で物品を貸与又は贈与しないことなど適正な物品管理、違反した場合の措置など）を盛り込んだ改正を行う。
- ・コンプライアンス研修を今回の事案を盛り込んだ内容で実施し、注意喚起を行う。

〈監査体制の強化等〉

- ・内部監査における実地監査対象範囲の拡大、実施に当たっての事前の通知を可能な限り直前に実施する（準備期間を与えない）。

〈物品管理等の強化〉

- ・物品等のセルフチェック時（毎年実施）に、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者による物品等の管理状況の聴取調査を実施する。
- ・汎用性の高い物品（テレビ、デジタルカメラ、ブルーレイレコーダー等）については、購入の際に使用目的を確認する。

◇その他（研究機関が行った措置）

〈関係者の処分〉

調査対象者について、令和5年2月7日付で、当該者に係る他の非違行為（無許可兼業等、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反）と併せて北九州市立大学職員就業規則に基づき、「諭旨解雇」処分とした。

〈公的研究費の取扱い〉

調査対象者の全研究費を対象に、統括管理責任者（研究担当副学長）の承認がなければ、支出できないこととした（令和4年度分研究費から実施）。

〈本件の公表状況〉

令和5年2月15日

北九州市立大学において記者会見及び北九州市立大学ホームページにて公表（氏名公表あり）。